

和水町こども計画策定業務委託仕様書

1 業務名

和水町こども計画策定業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする和水町こども計画を策定する。この計画は、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、を一体のものとして策定する。

本業務は、「第2期和水町子ども・子育て支援事業計画」の現状分析・評価及び課題の整理、子どもや子育て家庭、若者など町民の意識と生活実態や動向等を把握するためのニーズ調査、こどもの意見の聴取、分析、計画策定の支援、こども施策に係る事務の実施に伴う協議及び連絡調整を行うための会議の運営支援業務等を一体的に実施し、その結果を踏まえて、和水町のこども計画策定の支援を行うことを目的とする。

3 履行場所

熊本県玉名郡和水町地内

4 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月25日まで

5 業務概要

- (1) ニーズ調査
- (2) こどもの意見の反映に係る措置の提案
- (3) 和水町子ども・子育て推進協議会の開催支援
- (4) 現状の分析と課題の整理
- (5) 需要量の推計・目標量の検討
- (6) 計画骨子案の策定
- (7) 計画案の策定支援
- (8) パブリックコメントの実施支援
- (9) 計画書の作成

6 業務内容

- (1) ニーズ調査

国が策定した「こども大綱」等や地域の特性、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を踏まえたアンケート調査を行い、調査の集計、分析結果等を取りまとめる。

内容については、和水町子ども・子育て推進協議会の議論を踏まえて決定するが、受託者は調査票案の設計について情報提供、助言及び素案の提案を行う。

ア 調査対象者及び調査数

調査の内容	調査対象	調査数
子ども・子育て支援法に基づく量の見込みの算出に資する内容を主な項目とすること	0歳児から5歳児の保護者	300件程度
	6歳児から11歳児の保護者	300件程度
次世代育成支援、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策に資する内容を主な項目とすること	小学5年生から高校3年生まで	640件程度
	小学5年生から高校3年生までの保護者	640件程度
	18歳から30歳未満の町民	600件程度

イ 抽出方法

和水町が、住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として抽出し、宛名ラベルを作成する。

ウ 調査方法

調査票は、郵送により配布し、郵送及びインターネット回答により回収する。調査票の設計（A4）及び印刷（両面）、発送用封筒（角2）及び返信用封筒（長3）の印刷、発送用封筒への封入・封緘・宛名ラベルの貼付、発送及び回収は受託者が行う。発送及び回収に係る郵送料は、受託者が負担する。回収率は、60%程度を想定している。

【調査票の作成】

調査票の形式は、A4版の両面印刷を基本とし、受託者が作成する。

【宛名ラベル】

和水町が打ち出しを行うことを基本とする。

【調査票の配布・回収】

小中学生本人及び保護者への調査については、学校を通じた配布とする。上記以外の対象者については、郵送配布を原則とする。

【調査票の回収方法】

小中学生本人及び保護者については、学校を通じた回収又は郵送及びオンラインによる回答を原則とする。

上記以外の対象者については、郵送又はオンラインによる回答を原則とする。

【その他】

配布方法及び回収方法について、その他の提案がある場合は、上記以外の方法でも可とする。

オンラインで回答する際のウェブサイトについては、安全に運用できるようセキュリティ対策を行うこと。

エ 調査期間

令和6年6月から7月末までの期間において実施予定

オ 調査集計の報告期間

令和6年9月上旬

- (2) こどもの意見の反映に係る措置の提案
こどもの意見を広く聴取し、計画に反映させるため、手法について専門的見地からの提案を行い、実施する。
- (3) 和水町子ども・子育て推進協議会の支援
和水町子ども・子育て推進協議会（4回実施予定）の開催にあたり、資料原稿データ作成、オブザーバー出席、議事旨録の作成を行い、討議結果をその後の作業に反映させる。
- (4) 現状の分析と課題の整理
ニーズ調査結果並びに第2期和水町子ども・子育て支援事業計画の取組に関する評価及び現状を分析し、その内容に基づき本町の課題を抽出する。
- (5) 需要量の推計・目標量の検討
ニーズ調査結果及び人口推計等をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に本町の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、本町の施策意向、和水町子ども・子育て推進協議会の審議結果などを考慮し、各種事業の目標量の検討を支援する。
- (6) 計画骨子案の策定
検討分析結果及びこども大綱を踏まえた計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。
- (7) 計画案の策定支援
（1）から（5）までの結果を反映し、計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を修正する。また、計画の進捗管理について、具体的な手法を示し、こども計画案に盛り込んで行くものとする。
- (8) パブリックコメントの実施支援
計画案に関して和水町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。
- (9) 計画書の作成
確定した和水町こども計画の計画書を作成する。こどもや住民に伝わりやすいデザイン、レイアウト等を受託者からの提案により、本町との打合せの上、作成するものとする。

7 成果品

- (1) ニーズ調査結果報告データ 1式 (Microsoft Wordで編集可能な形式のもの)
- (2) ニーズ調査結果報告書 1部 (A4判)
- (3) こども計画(概要版) 200部 (A4判、4色刷り、デザイン有)
- (4) こども計画(詳細版) 500部 (A4判、4色刷り、デザイン有)
- (5) こども計画データ(概要版、詳細版) 1式 (Microsoft Wordで編集可能な形式のもの)

※本業務の成果品及び成果品を構成する各要素の所有権及び著作権は、全て町に帰属するものとする。

8 留意事項

- (1) 本計画は、国の基本方針等を鑑みながら策定することが必要であるため、こども家庭庁、県等からの指針の公表や会議の開催が行われた際は、公表内容の要約版を作成して町に提供するとともに、計画案への反映を行う。
- (2) こども基本法や子ども・子育て支援法等を中心に関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、町の例規の改正について、助言、アドバイスなどを行うこと。

9 資料の貸与

本業務の実施に必要な町が所有する資料等については、受託者に貸与するものとし、受託者は、本業務の目的以外に当該資料を利用してはならない。

10 必要事項の補充

業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受託者は、契約金額の範囲内において、自己の責任と負担で補充するものとする。

11 秘密の厳守

- (1) 受託者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報(町が秘密と指定して開示されるすべての情報)に関し、次の事項を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、秘密情報を自社内限りで、本業務の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、町における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程の目的に必要と考えられる受託者の管理者、その他責任ある社員に対して、これらの秘密情報を公開するにあたっては、この限りではない。その場合には、秘密情報の保持、利用に関しては、受託者がすべての責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、秘密資料を町の文書による承諾なしに複写及び複製してはなら

ない。

- (4) 受託者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、突発的な災害を想定して、必要な予防措置を自ら講ずるものとする。
- (5) 受託者は、業務完了後、速やかに町の秘密資料をすべて返却しなければならない。また、町の書面での要求があった場合、受託者は遅滞なく、これらの入手した秘密情報を返却し、これらの秘密情報を基に作成されたすべての秘密資料を町に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。なお、廃棄又は消去する場合は、その事実を証明する書面を町に提出することとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときには、必要な措置を講じるとともに、その状況を町に報告し、その指示に従うものとする。

12 その他

本仕様書に明示のない事項又は、業務上疑義が生じた場合は、町及び受託者双方の協議により、業務を進めることとする。